

○国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則適用者の退職手当相当額に関する規則

〔平成26年9月25日
規則第14号〕

改正 平成28. 1. 21 27規則39

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則第16条第2項に定める退職手当相当額を支給する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則（以下「年俸制給与規則」という。）が適用される教職員（以下「年俸制適用教職員」という。）のうち、年俸制給与規則を適用される以前に、国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第9条、第10条、第11条及び第12条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続に含まれる期間（以下「退職手当規則上の勤続期間」という。）を有している者を対象とする。

(退職手当相当額)

第3条 退職手当相当額は、年俸制給与規則（退職手当規則第10条又は第11条の規定により退職手当規則上の勤続期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において規定する年俸制給与規則に相当する規則を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したものとみなして、実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規則により算定した額とする。

(出向者の取扱い)

第4条 年俸制適用教職員が、人事交流その他の事由によって引き続いて他の国立大学法人等の教職員となった場合、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制給与規則及びこの規則に相当するものを適用され、前条に相当するものを支給されることとなるときは、この規則による退職手当相当額は支給しない。

(補則)

第5条 年俸制適用教職員の退職手当相当額に関し、この規則に定めのない事項については、退職手当規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28. 1. 21 27規則39）

この規則は、平成28年1月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。